

## 奈良県告示第百三十七号

奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）第六条第二号の知事が定める措置を次のとおり定める。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- 二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- 三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置